

## パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージの概要

- 令和3年12月27日、内閣官房、消費者庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び公正取引委員会において、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」が取りまとめられた。
- 中小企業等が労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるよう、政府横断的な転嫁対策に取り組む。
- 公正取引委員会・中小企業庁は、事業所管省庁と緊密に連携を図り、下請事業者から寄せられた情報も活用し、体制強化を行いつつ、執行強化の取組を進めていく。



## &lt;具体的な取組&gt;

- ① **価格転嫁円滑化スキームの創設**（公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁）
- ② **独占禁止法の執行強化**（公正取引委員会）
- ③ **下請法の執行強化**（公正取引委員会・中小企業庁）

# ①価格転嫁円滑化スキームの創設（公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁）

## ■ 業種別の法遵守状況の点検を行う新たな仕組みの創設

- 公正取引委員会・中小企業庁が事業所管省庁と連携を図り、①関係省庁からの情報提供や要請を受けるとともに、②下請事業者が匿名で違反行為を行っていると思われる親事業者に関する情報を提供できる「違反行為情報提供フォーム」をHPに開設（1月26日開設済）し、広範囲に情報提供を受け付ける【実施中。令和5年2月までに613件の受付】
- 令和3年度末までに把握した情報に基づき、事例、実績、業種別状況等についての業種分析報告書を取りまとめ【令和4年5月31日公表】
- 重点立入業種を定めて重点的な立入調査を実施（重点立入業種として道路貨物運送業、金属製品製造業、生産用機械器具製造業及び輸送用機械器具製造業を選定）【令和4年5月31日に重点立入業種を選定。令和5年2月までに168件の重点的な立入調査を実施】
- 公正取引委員会・中小企業庁と事業所管省庁が連名で、事業者団体に対して、傘下企業による法遵守状況の自主点検を要請【令和4年9月14日に下請法違反行為が多く認められる業種として19業種、荷主による独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる業種として5業種を選定し、自主点検を要請。令和4年12月14日に自主点検結果を公表】






## ②独占禁止法の執行強化（公正取引委員会）

- 労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の転嫁拒否が疑われる事案が発生していると見込まれる業種について、下請法の適用対象とならない取引も含め、**独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する緊急調査を実施**。関係事業者に対し、立入調査の実施や具体的な懸念事項を明示した文書を送付【令和4年3月30日に緊急調査の中心となる対象業種として22業種を選定。令和4年6月3日に受注者向けの調査票を8万通発送。令和4年8月30日に発注者向けの調査票を3万通発送。令和4年12月までに306件の立入調査を実施。令和4年12月27日に調査結果を公表し、4,030社に対し注意喚起文書を送付するとともに、13社の事業者名を公表】
- 優越的地位の濫用に係る事件調査を効率的かつ効果的に行うため、「優越的地位濫用事件タスクフォース」を設置し、必要な是正措置を講じてきたが、**新たに「優越的地位濫用未然防止対策調査室」を設置**し、上記の問題業種における関係事業者に対して機動的な調査と文書送付を行い、優越的地位の濫用の未然防止をより一層図っていく【令和4年2月16日設置済。令和4年5月20日「優越Gメン」の体制創設】
- 大企業と**スタートアップとの取引に関する調査を実施**。関係事業者に対し、立入調査の実施や具体的な懸念事項を明示した文書を送付【令和4年6月15日に調査票を約1.7万通発送。8社・行為11件について注意喚起文書を送付した上で、令和4年12月23日に調査結果を公表】

### ③下請法の執行強化（公正取引委員会・中小企業庁）

- 労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を取引価格に反映しない取引が「**買ったたき**」に該当するおそれがあることの明確化【令和4年1月26日措置済】（公正取引委員会）
  - 労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりの取引価格に据え置くこと
  - 労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を文書や電子メールなどで下請事業者には回答することなく、従来どおりの取引価格に据え置くこと
- 「不当なしわ寄せに関する下請相談窓口」の**フリーダイヤル（0120-060-110）の更なる周知徹底【実施中】**（公正取引委員会）
- 親事業者への立入調査の件数を増やすなど、**取締りを強化**するとともに、再発防止が不十分な事業者に対しては、**取締役会決議を経た上で改善報告書の提出**を求める【令和4年5月20日運用開始】（公正取引委員会・中小企業庁）
- 違反行為を行っているおそれが強い事業者を抽出し、優先的に調査するため、過去の措置実績や関係省庁が提供する情報などを一元的に管理できる**情報システムを新たに構築**【令和4年10月運用開始】（公正取引委員会）

# 重点対応 29 業種

番号	業種名	番号	業種名	番号	業種名
1	総合工事業	11	はん用機械器具製造業	21	道路貨物運送業
2	食料品製造業	12	生産用機械器具製造業 	22	各種商品卸売業 
3	家具・装備品製造業	13	業務用機械器具製造業	23	飲食料品卸売業
4	パルプ・紙・紙加工品製造業	14	電子部品・デバイス・電子回路製造業	24	機械器具卸売業 
5	印刷・同関連業	15	電気機械器具製造業	25	各種商品小売業
6	化学工業 	16	情報通信機械器具製造業	26	飲食料品小売業
7	窯業・土石製品製造業	17	輸送用機械器具製造業	27	広告業
8	鉄鋼業	18	放送業 	28	技術サービス業
9	非鉄金属製造業	19	情報サービス業	29	その他の事業サービス業
10	金属製品製造業	20	映像・音声・文字情報制作業		

※ 緑マーカ-の業種は法遵守状況の自主点検対象業種

# 法遵守状況の自主点検(概要)①

## 下請法違反行為が多く認められる業種(19業種)について実施

番号	業種名 (注)	回答割合	所管省庁
1	化学工業	26.6%	厚生労働省、農林水産省、経済産業省
2	鉄鋼業	64.8%	経済産業省
3-4	非鉄金属製造業、金属製品製造業	33.4%	経済産業省
5-8	はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業	16.4%	厚生労働省、経済産業省
9	電気機械器具製造業	9.9%	経済産業省
10	情報通信機械器具製造業	18.4%	経済産業省
11	輸送用機械器具製造業	54.4%	経済産業省、国土交通省
12	放送業	49.8%	総務省
13	情報サービス業	14.0%	経済産業省
14	映像・音声・文字情報制作業	17.0%	総務省
15	道路貨物運送業	1.3%	国土交通省
16	各種商品卸売業	17.5%	経済産業省
17	機械器具卸売業	13.4%	厚生労働省、農林水産省、経済産業省
18	広告業	72.0%	経済産業省
19	技術サービス業	18.0%	農林水産省、国土交通省
19業種平均		26.8%	-

(注1) 業種名は、日本標準産業分類(平成25年10月改定 総務省)上の中分類による。

(注2) 回答割合は、対象事業者数で回答事業者数を除して算出。

# 法遵守状況の自主点検(概要)②

## 法遵守状況の自主点検結果に関する分析

- 価格転嫁状況の認識については、発注者の立場では「おおむね転嫁を受け入れている」との回答割合が高いのに対し、受注者の立場では「おおむね転嫁できている」との回答割合は低い結果となった。
  - <発注者の立場での割合が19業種平均(81.4%)と比べて低い業種例>  
道路貨物運送業、映像・音声・文字情報制作業、情報サービス業  
※荷主による独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる5業種の平均(87.2%)と比べて著しく低い業種例  
化学工業、生産用機械器具製造業
  - <受注者の立場での割合が19業種平均(39.4%)と比べて低い業種例>  
映像・音声・文字情報制作業、輸送用機械器具製造業、道路貨物運送業、情報通信機械器具製造業  
※荷主による独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる5業種における法遵守状況の自主点検において、受注者の立場は点検の対象外
- 問題となるおそれのある行為(以下「独占禁止法Q&Aに該当する行為」という。)に係る認識について、一部の業種において、19業種平均と比べて、従来どおりの取引価格に据え置いた割合が高いとの傾向がみられた。このような下請法等の買いたたきに該当するおそれのある行為の未然防止に向けて、下請法等の買いたたきの考え方について周知徹底を図ってまいりたい。
  - <明示的に協議せず取引価格を据え置いたとの回答割合が19業種平均(13.8%)と比べて高い業種例>  
道路貨物運送業、技術サービス業、映像・音声・文字情報制作業、情報サービス業
  - <価格転嫁をしない理由を文書等で回答せず取引価格を据え置いたとの回答割合が19業種平均(6.0%)と比べて高い業種例>  
道路貨物運送業  
(参考)独占禁止法Q&Aに該当する行為を行ったと回答した事業者について、今後の対応を聞いたところ、引き続き独占禁止法Q&Aに該当する行為を続けると回答した事業者が、上記2つの類型について、それぞれ約2割、約5割と少なからず存在したが、その回答のほとんどは、道路貨物運送業と技術サービス業であった。  
※荷主による独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる5業種における法遵守状況の自主点検において、本項目は点検の対象外

### ※独占禁止法Q&Aに該当する行為(下記1及び2の行為)

◎公正取引委員会ウェブサイト 独占禁止法Q&A Q20(抜粋)

取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合には、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあり、具体的には、

- 1 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- 2 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

は、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある。

※「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」においても、同様に、上記1及び2の行為が買いたたきに該当するおそれがあると記載している。

- 今般の自主点検の結果において例示された業種を始めとして、事業者や事業者団体においては、適正な価格転嫁の実現など取引適正化の重要性の認識の共有や取組の周知徹底と併せて、法遵守状況の自主点検を含むコンプライアンス体制の実効性の確保が求められる。

公正取引委員会及び中小企業庁は、適正な価格転嫁の実現など取引適正化に向けて、事業所管省庁と連携して、今般の自主点検の結果や関連施策の周知徹底を図りつつ、自主行動計画やガイドラインの拡充・改善等を通じ、事業者や事業者団体における自主的取組の改善強化を促していく。

### (参考) 事業者団体における取組及び考え方

- ・ サプライチェーン全体への適正取引の浸透にリーダーシップを発揮（輸送用機械器具製造業）
- ・ 適正取引の推進に向けた行動計画の周知、フォローアップ調査結果及び成功事例を共有（はん用機械器具製造業等）
- ・ 自主行動計画の改定、フォローアップ調査の実施、取引適正化に向けた各種周知（パートナーシップ構築宣言の推進を含む）（化学工業）

### (参考) 事業所管省庁における取組及び考え方

- ・ パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化の取組に関する施策の周知や、一連の取引先その他業種含めてパートナーシップ構築を宣言しやすい環境整備が必要（厚生労働省）
- ・ 取引関係者がコスト上昇の現状について共通認識を持ち、適正な価格転嫁が実現できるよう、必要に応じて、関連省庁等からの情報提供を行うことが重要（農林水産省）
- ・ ①「パートナーシップ構築宣言」の宣言拡大やそれに基づく実効性ある取組の実施、  
②毎年9月と3月の「価格交渉促進月間」を契機に価格交渉と価格転嫁を呼び掛け、そのフォローアップ調査の結果に基づく業界への改善要請と個社への大臣名での指導・助言、  
③自主行動計画やガイドラインの拡充・改善等を通じた働きかけを実施し、業界内で適切に価格転嫁できる環境整備を進めていく（経済産業省）
- ・ 自主点検の結果を踏まえた業界における改善の取組を促し、取引適正化を図っていく（総務省）
- ・ 荷主企業や元請事業者等に対して理解と協力を呼び掛けるとともに、関係省庁が連携して、独占禁止法や下請代金法の実施等の取組の強化、下請中小企業振興法に基づく指導、貨物自動車運送事業法に基づく荷主への働きかけ等の法的措置の実施等の取引適正化に向けた取組を継続する。また、適切な価格転嫁等に関する下請事業者等に対する配慮について荷主関係団体に要請する（国土交通省）



## 「優越的地位の濫用」に関する緊急調査（令和4年12月公表）

- ▶ 公正取引委員会は、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」を踏まえ、下請法運用基準を改正し（令和4年1月26日）、また、独占禁止法Q&Aを改正した（令和4年2月16日）。令和4年6月、独占禁止法Q&Aに該当する行為が疑われる事案に関する実態を把握するため、緊急調査を実施。

### 独占禁止法Q&A

取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合には、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあり、具体的には、

- ① 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- ② 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

は、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある。

- 「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和4年10月28日閣議決定）抄
- ▶ 中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコスト上昇分の適切な価格転嫁に向けた環境整備を進める。
- ▶ 具体的には、公正取引委員会等の執行体制を強化するとともに、転嫁拒否行為を行っている事業者に関して、独占禁止法に基づき企業名を公表する。また、独占禁止法や下請代金法上問題となる事案については、命令・警告・勧告など、これまで以上に厳正な執行を行う。

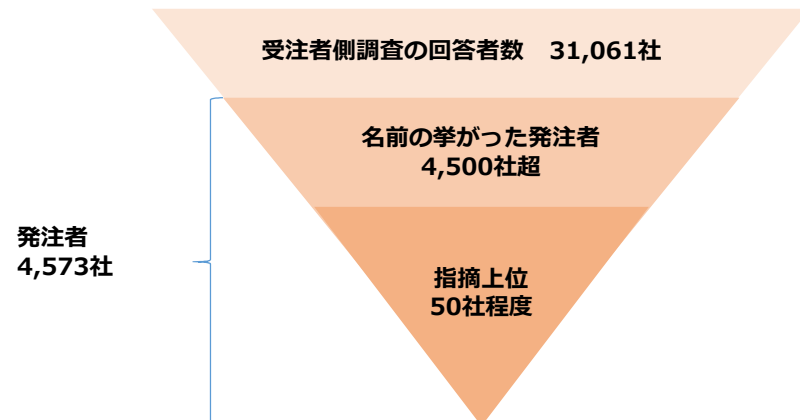
# 調査手法

- 令和4年6月、受注者80,000社に対して書面調査を実施し、取引価格引上げの要請の有無にかかわらず、取引価格が据え置かれており、事業活動への影響が大きいとする発注者名について回答を求めた。この結果、1社でも受注者から名前の挙がった発注者は4,573社存在した。
- 令和4年8月、上記発注者4,573社、さらに、受注者の回答結果や関係省庁・団体からの情報提供が多かった業種の発注者約25,000社を加え、発注者合計30,000社に対して書面調査を実施し、コストの転嫁状況等について回答を求めた。
- 令和4年7月から12月にかけて、受注者側書面調査、発注者側書面調査等を踏まえ、立入調査（注）を306件実施（注：任意の立入調査であり、事件審査で通常行っている独占禁止法第47条に基づく立入検査とは異なる。）。
- 令和4年9月以降、上記の発注者4,573社の中で、受注者から名前の挙がった数が多い発注者上位50社程度を抽出し、①名前を挙げた受注者の数、②過去の下請法違反歴の有無、③受注者からの具体的な行為の指摘の有無等を踏まえ、立入調査、報告命令等も含めたより詳細な個別調査を実施（※対象：令和3年9月～令和4年8月に行われた取引）。

## 調査対象業種：22業種

総合工事業	電気機械器具製造業
食料品製造業	輸送用機械器具製造業
家具・装備品製造業	放送業
パルプ・紙・紙加工品製造業	映像・音声・文字情報制作業
印刷・同関連業	道路貨物運送業
窯業・土石製品製造業	各種商品卸売業
非鉄金属製造業	飲食料品卸売業
金属製品製造業	各種商品小売業
はん用機械器具製造業	飲食料品小売業
生産用機械器具製造業	広告業
業務用機械器具製造業	その他の事業サービス業

※日本標準産業分類の中分類ベースで選定



## 緊急調査を踏まえた対応

- 独占禁止法Q & Aの①又は②に該当する行為が認められた**発注者4,030社**に対し、**注意喚起文書を送付**（※業種ごとの送付件数は下表のとおり。）。
- また、個別調査の結果、多数の取引先について独占禁止法Q&Aの①に該当する行為が確認された**13の事業者**について、**独占禁止法第43条の規定に基づき、その事業者名を公表**（※この公表は、情報提供であり、独占禁止法・下請法違反やそのおそれを認定するものではない。）。

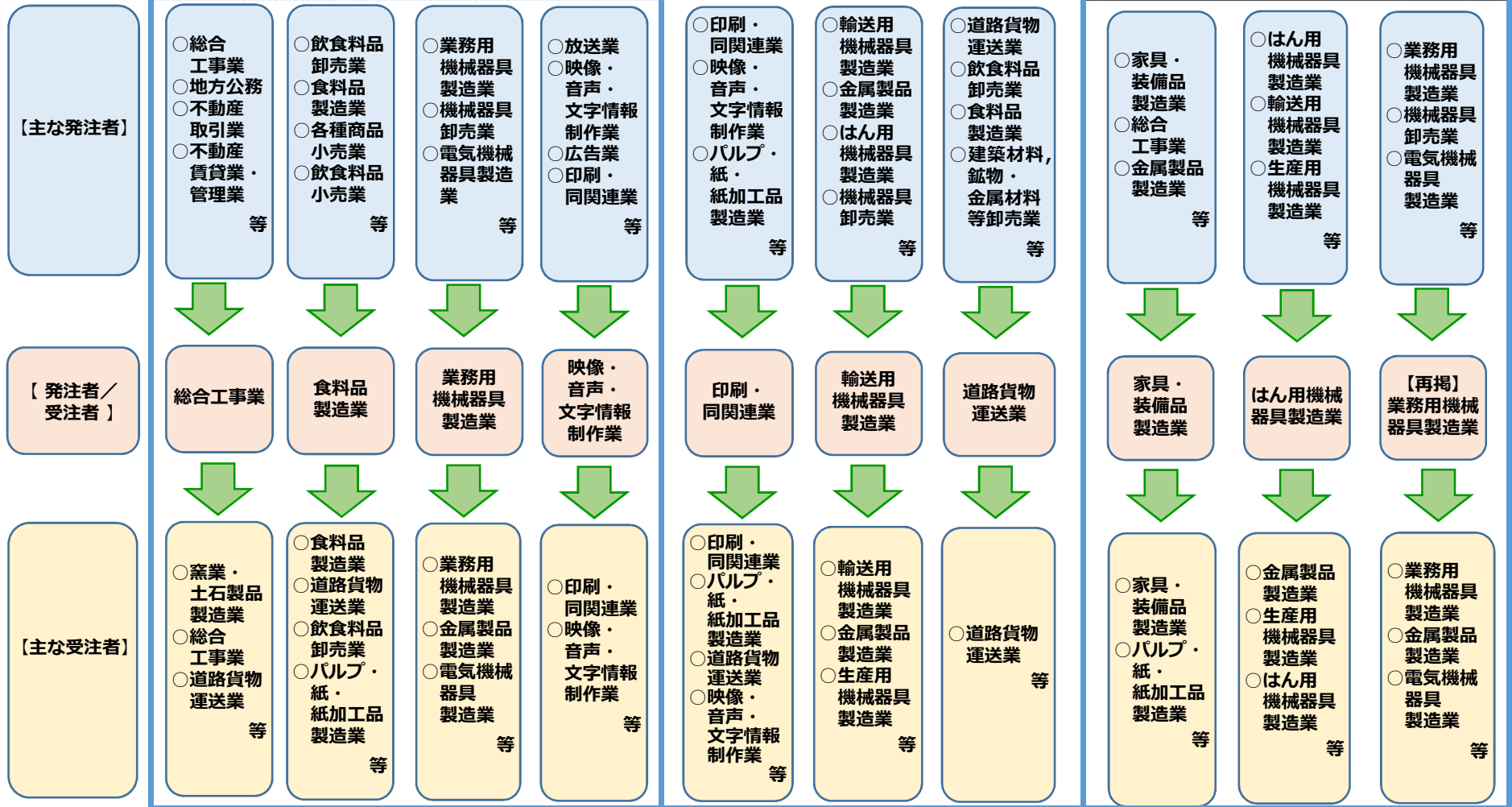
対象者の業種	注意喚起件数	対象者の業種	注意喚起件数	対象者の業種	注意喚起件数
道路貨物運送業	278	不動産取引業	120	廃棄物処理業	71
不動産賃貸業・管理業	225	金属製品製造業	114	電気機械器具製造業	68
機械器具卸売業	210	広告業	112	飲食店	57
機械器具小売業	193	飲食料品小売業	112	はん用機械器具製造業	53
協同組合	192	生産用機械器具製造業	107	窯業・土石製品製造業	46
総合工事業	149	食料品製造業	105	運輸に附帯するサービス業	45
映像・音声・文字情報制作業	148	設備工事業	103	印刷・同関連業	44
輸送用機械器具製造業	133	その他の事業サービス業	100	電気業	38
建築材料、鋳物・金属材料等卸売業	131	化学工業	96	医療業	37
飲食料品卸売業	129	物品賃貸業	95	電子部品・デバイス・電子回路製造業	37
放送業	121	宿泊業	88	農業	37
注 太字は調査対象業種22業種に含まれる業種。				その他の業種	436

# サプライチェーンにおける価格転嫁の状況

▶ 価格転嫁の要請が滞っている可能性がある  
サプライチェーンの例

▶ 価格転嫁の連鎖が円滑に進んでいない  
可能性があるサプライチェーンの例

▶ 書面等記録の残る形でのやりとりが  
確保されていない可能性がある  
サプライチェーンの例



注 受注者側調査において、「【発注者／受注者】」欄記載の業種の事業者が転嫁ができていないと指摘した発注者の主な業種を「【主な発注者】」欄に記載し、「【発注者／受注者】」欄記載の業種の事業者に対して転嫁ができていないと指摘した受注者の主な業種を「【主な受注者】」欄に記載。

## (1) 優越的地位の濫用行為等に対する厳正な法執行

積極的に端緒情報の収集を行うとともに、違反被疑事件の審査を行い、独占禁止法や下請法上問題となる事案については、対象となる事業者に対し、事業者名の公表を伴う命令、警告、勧告など、これまで以上に厳正な執行を行っていく。

## (2) 独占禁止法Q & A及び下請法運用基準に関する普及・啓発

独占禁止法Q & A（特に①に該当する行為）について、今般のコストの急激な上昇を踏まえ、発注者から積極的に価格転嫁に向けた協議の場を設けていくことが重要であるという観点から、下請法運用基準とともに、改めて周知を行っていく。

## (3) 転嫁円滑化に向けた調査等の継続実施

今回の緊急調査の結果及び法遵守状況の自主点検結果（注）等から判明した実態や課題を踏まえ、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の取引価格への適正な転嫁に向けて更なる調査を実施するなど、引き続き、関係省庁と連携して、中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、コスト上昇分を適正に転嫁できる環境の整備に取り組む。

（注）「転嫁円滑化施策パッケージに基づく法遵守状況の自主点検の結果について」（令和4年12月14日公表）

- 公正取引委員会は、令和4年3月30日、転嫁円滑化施策パッケージ（令和3年12月27日）の内容も踏まえ、「令和4年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を策定し、適正な価格転嫁の実現に向けて、**独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査の実施や事業者団体への自主点検の要請など、従来にない規模の取組を進めてきた。**
- 公正取引委員会は、令和5年3月1日、令和4年に実施した緊急調査や自主点検の結果等を踏まえ、新たに「**令和5年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン**」を策定し、**適正な価格転嫁の実現に向けて、取引の公正化の更なる推進を図っていくこととした。**
- 公正取引委員会は、引き続き、**価格転嫁円滑化スキームに基づき、関係省庁と緊密に連携を図り、中小事業者等から寄せられる情報も活用しつつ、執行強化の取組を進め、独占禁止法又は下請法に違反する事案については、より積極的かつ厳正に対処していく。**

## ①独占禁止法の執行強化

### 1 転嫁円滑化に向けた更なる調査

- ・緊急調査（22業種11万名）を上回る規模の業種及び発送数の書面調査の実施（コスト構造において労務費の占める割合が高い業種向けの対応強化。調査対象期間：令和4年6月1日～令和5年5月31日）

【令和5年6月目途】

- ・緊急調査において、①注意喚起文書を送付した発注者や②多数の取引先に対して協議を経ない取引価格の据え置き等が認められた発注者については、その後の価格転嫁の取組状況確認（フォローアップ）

- ・立入調査の実施、注意喚起文書の送付など必要な対応
- ・調査結果の取りまとめ【令和5年内目途】

### 2 荷主と物流事業者との取引に関する調査

- ・書面調査の実施、前回調査を大幅に上回る規模の立入調査の実施、注意喚起文書の送付
- ・調査結果の取りまとめ【令和5年5月目途】

## ②下請法の執行強化等

### 1 重点的な立入調査

- ・下請法違反被疑事件の処理状況等を踏まえ、令和5年度の重点立入業種を選定【令和5年5月目途】
- ・重点的な立入調査の実施【継続実施】

### 2 下請法違反行為の再発防止が不十分な事業者に対する取組

- ・再発防止が不十分な事業者に対する取締役会決議を経た上での改善報告書の提出要請【継続実施】

### 3 法違反等が多く認められる業種における取引適正化に向けた取組強化の把握

- ・関係省庁とも連携し、事業者団体等が実施した取引適正化に向けた取組強化内容について必要なフォローアップ【令和5年内目途】

## ③独占禁止法及び下請法の考え方の周知徹底

### 1 法律上問題となり得る取引価格の据え置きに関する考え方の周知

- ・円滑な価格転嫁に向けた要請【継続実施】
- ・経済団体等への働きかけ【継続実施】
- ・ウェブサイト等を通じた周知【継続実施】

### 2 相談対応及び情報収集の実施

- ・「不当なしわ寄せに関する下請相談窓口」の運用等【継続実施】

（不当な下請取引）ゼロゼロ 110番

電話番号 0120-060-110

【受付時間】10:00-17:00（土日祝日・年末年始を除く。）

- ・中小事業者等が匿名で情報提供できる「違反行為情報提供フォーム」の運用【継続実施】

※協議を経ない取引価格の据え置き等（下記の独占禁止法Q & Aの1及び2に該当する行為）

◎公正取引委員会ウェブサイト 独占禁止法Q & A Q20（抜粋）

取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合には、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあり、具体的には、

- 1 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- 2 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くことは、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある。

受注者からの要請の有無にかかわらず、発注者から積極的に価格転嫁に向けた協議の場を設けていくことが重要

※「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」においても、同様に、上記1及び2の行為が買いたたきに該当するおそれがあると記載している。

### ①調査の経緯／趣旨

- ▶ 令和2年11月「スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告書」公表（連携事業者との共同研究等の契約及び出資者との出資契約に係る問題事例等を掲載）
- ▶ 令和3年3月「スタートアップとの事業連携及びスタートアップへの出資に関する指針」公表（令和4年3月改正。公正取引委員会及び経済産業省の連名）
- ▶ 令和4年6月「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に関する取組として、指針を踏まえた取引が行われているかを把握するため本調査を実施（6月15日、書面調査票を発送・HPに掲載）

### ②調査の実施

書面調査	スタートアップ（※）向け： 約5,600社	回答者791社<14.0%>
	連携事業者・出資者向け： 約11,500社	回答者5,052社<44.0%> - うち、事業連携又は出資の経験がある回答者829社<7.2%>
立入調査	連携事業者・出資者13社	<スタートアップとの取引が多い業種> 化学工業 → 連携、出資 情報サービス業 → 連携、出資 銀行業 → 連携、出資 金融商品取引業、 商品先物取引業 → 出資
ヒアリング	スタートアップ37社	
指針の認識に係る聴取調査	スタートアップ81社	

※成長産業領域において革新的な事業活動を行う事業者のうち、創業して数年から10年程度かつ未上場企業

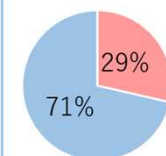
### ③書面調査／立入調査／ヒアリングの結果

- ▶ 問題につながるおそれのある事項が見受けられた連携事業者・出資者に対し、**具体的な懸念事項を明示した文書**の送付（8社、行為11件）
- ▶ スタートアップから得られた**客観的な資料により問題につながるおそれのある事項に関する情報を得られた**ものの、スタートアップが連携事業者・出資者への接触を控えることを希望したことから、具体的な懸念事項を明示した文書を送付しなかった事例あり（11社、行為11件）
- ▶ 中小企業庁が同庁のウェブサイトに掲載している投資契約書のひな形に、**買取請求の対象として経営株主が含まれており**、これを根拠に個人に対する買取請求が可能な株式の買取請求権の設定を要請したと思われる事例あり  
→指針の趣旨と整合性を確保することを申し入れたところ、中小企業庁において、指針に沿う契約書の新しいひな形として、改訂された「我が国における健全なベンチャー投資に係る契約の主たる留意事項」を注意書きによりウェブサイトに追加

### ④スタートアップに対する指針の認識に係る聴取調査の結果

【指針の認識】

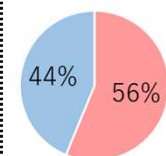
設立3年未満



■ 認識あり

【指針の活用例】

設立3年以上



■ 認識なし

- ▶ ベンチャーキャピタルとの投資契約書について、相手方に指針を提示して交渉（不利益な要請内容を修正）

### ⑤調査結果の評価

- ▶ 設立から日が浅いスタートアップほど指針を認識していない傾向
- ▶ 連携事業者・出資者の事業部門まで指針の内容が十分に伝わっているとはいえない

### ⑥調査結果を踏まえた対応

- ▶ スタートアップ、連携事業者・出資者（スタートアップとの取引が多い4業種を重点的に）に対する**指針の更なる周知**
- ▶ 違反行為への**厳正な対処**